

答 申 情 第 1 9 9 号
令 和 7 年 7 月 2 8 日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 北 村 和 生
(事務局 総合企画局デジタル化戦略推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第18条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和6年9月18日付け保健健第246号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

骨子案への市民の意見に係る文書の公文書一部公開決定事案（諮問情第305号）

1 審議会の結論

処分庁が行った公文書一部公開決定は、妥当である。

2 審査請求の経過

- (1) 審査請求人は、令和6年3月22日に、処分庁に対して、京都市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、「(健康長寿企画課)「京都市 健康長寿・口腔保健・食育推進プラン」(仮称)の策定に向けた市民意見の募集への意見そのもの全て」の公開を請求した（以下「本件請求」という。）。
- (2) 処分庁は、本件請求に係る公文書として「「京都市健康長寿・口腔保健・食育推進プラン」(仮称) 骨子案への市民意見の募集に対する意見の全て」（以下「本件公文書」という。）を特定したうえ、公文書一部公開決定処分（以下「本件処分」という。）をし、令和6年5月17日付けで、その旨及びその理由を次のとおり審査請求人に通知した。

条例第7条第3号に該当

団体等の名称、住所、連絡先等については、公にすることにより、当該団体等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。(条例第7条第3号に該当)

※ 上記以外の非公開理由については、本件審査請求の争点とされていないため、記載を省略する。

- (3) 審査請求人は、令和6年8月19日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分のうち「個人商店名」を非公開とした部分の取消しを求める審査請求をした。

3 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 処分庁の主張

弁明書及び審議会における職員の説明によると、処分庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 本件公文書について

本件公文書は、「京都市 健康長寿・口腔保健・食育推進プラン」（仮称）の策定に向けた市民意見の募集に対し、提出された意見応募用紙である。

このうち、審査請求人が本件審査請求で公開を求めている部分は、電子メールで提出された御意見のひとつに記載された個人商店名である。

(2) 条例第7条第3号に該当することについて

御意見応募用紙に記載の御意見の内容において、「〇〇は健康増進法の違反を是正しないままです。」と記載されている。

当該個人商店が健康増進法に違反しているという旨を、本市で公表しているものではない。したがって、これを公開すると、当該個人商店が法令違反を行っているとは推測される可能性がある。そうすると、当該事業を営む個人の名誉や社会的評価を損なうおそれがあることから、条例第7条第3号に該当すると判断し、非公開とした。

(3) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

5 審査請求人の主張

審査請求書によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 「●●●●●」（※）の公開を求める。

※ 個人商店名

(2) ●●●●●を公にしたとしても、その正当な利益を害するおそれはない。

6 審議会の判断

当審議会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件公文書について

本件公文書は、「京都市 健康長寿・口腔保健・食育推進プラン」（仮称）の策定に向けた市民意見の募集に対し、提出された意見応募用紙である。

(2) 本件審査請求の争点について

審査請求人は、本件公文書において処分庁が非公開とした部分のうち、電子メールで提出された意見のひとつに記載された個人商店名の公開を求めているので、当審議会においては、当該非公開部分の妥当性についてのみ、以下検討する。

(3) 条例第7条第3号該当性について

ア 処分庁は、当該意見の内容部分で、特定の個人商店を名指しして、健康増進法の違反を是正しない旨が記載されているが、当該個人商店が健康増進法に違反しているという旨は、本市で公表しているものではなく、当該箇所を公開すると、当該個人商店が法令違反を行っていると推測される可能性があることから、条例第7条第3号に該当すると主張している。

イ 一方、審査請求人は、個人商店の名称を公開しても、その正当な利益を害するおそれはないと主張する。

ウ 条例第7条第3号は、法人その他の団体又は事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報について、非公開とすることを定めたものである。

エ 当審議会において本件公文書を見分したところ、特定の個人商店に対して健康増進法の違反を是正していない旨を指摘した意見が記載されていることが認められた。

オ 確かに、当該個人商店が健康増進法の違反を是正していない旨の指摘の真偽は不明であり、特段の説明もなくこれを公開すれば、当該個人商店の名誉を毀損する可能性も否定できない。他方で、本件におけるようなパブリックコメントでの記載の内容は、あくまで提出者の意見に過ぎないことから、上記のような指摘の中で言及されている特定の個人商店の名称を公開しても、当該個人商店の正当な利益を害するおそれはないと考える余地もある。

もともと、本件公文書に記載されている意見の性質上、掲載されている個人商店名が公開され、当該個人商店が健康増進法の違反を是正していないという認識が広まることにより、市民の購買行動に影響を与える可能性は否定できない。少なくともこの点においては、当該個人商店の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることが認められる。

よって、当審議会としては、本件公文書に記載された個人商店名は、条例第7条第3号に規定する非公開情報に該当すると判断する。

(4) 結論

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

令和6年 9月18日 諮問

10月18日 諮問庁からの弁明書の提出

令和7年 6月30日 諮問庁の職員の口頭理由説明（令和7年度第3回会議）

令和7年 7月28日 審議（令和7年度第4回会議）

※ 審査請求人から意見陳述の希望がなかったため、意見の聴取は行わなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第2部会（部会長 石塚 武志）